

農業委員会 総会（8月） 議事録

日時	令和3年8月31日（火）	9:00~10:30	
場所	新島村住民センター 1階 会議室		
出席	農業委員会長	12	石野 正幸
	農業委員	1	綾 真吾
	農業委員	2	奥山 敏仁
	農業委員	3	山下 竹夫
	農業委員	5	公文 宏司
	農業委員	6	植松 由美子
	農業委員	7	大沼 剛
	農業委員	8	北村 一男
	農業委員	9	岩永 和徳
	農業委員	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		前田 亙
	農地利用最適化推進委員		横田 泰一
	事務局		富田 浩章
		佐藤 文乃	
欠席	農業委員	4	天野 律子
	農業委員	10	内藤 政之
	農地利用最適化推進委員		池村 達子
傍聴人	1名		

- 1 会議事件
 - (1) 議案第4号 農用地利用集積計画の作成について
(大原地区 1件2筆)
 - (2) 議案第5号 農用地利用配分計画(案)の作成について
(大原地区 1件2筆)
 - (3) 報告第3号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の提出について(農地転用の例外)
(本村三丁目地区 1件)
- 2 協議事項
 - (1) 令和3年度「農地等の利用の最適化推進施策に関する意見書」について(案の承認)
 - (2) 遊休農地対策の強化について
 - (3) 令和3年度 農地利用状況調査について(改正点あり)
 - (4) その他について
 - ① 農業委員会だより9月号について
 - ② 議事録署名人について
 - ③ 9月の総会について

1 会議事件

(1) 議案第4号 農用地利用集積計画の作成について（大原地区 1件2筆）

貸出人は住民であるが、農地を耕作する予定もなく、管理も行き届かないことから、賃貸借を行いたいと申し出があった。農地中間管理事業を利用することから、農業基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙農用地利用集積計画の諮問に対する意見を決定するものである。承認。

(2) 議案第5号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について（大原地区 1件2筆）

貸出人は所有者の意向を受け、村内の借受希望者から借受人を選定し、賃貸借を行うもの。別紙農用地利用配分計画（案）の諮問に対する意見を決定するものである。

承認。

(3) 報告第3号 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取り扱いについて（農地転用の例外）

平成16年4月1日をもって農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の一部が改正され、同日付で施行された。これにより、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）、もしくは中継施設、又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の設置に係る農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条の農地転用許可は要しないこととなった（農地法施行規則第53条第14号）。

事業計画書の受理は東京都になるため、当農業委員会については相談窓口として事業計画書の経由を行うのみである。

2 協議事項

(1) 令和3年度の「農地等の利用の最適化推進施策に関する意見書」について 今回最終案を承認。本日付けで村へ提出を行う。

(2) 遊休農地対策の強化について 今後の遊休農地対策の流れを事務局から説明。 A分類、B分類農地ごとの今後の流れを説明。

(3) 令和3年度 農地利用状況調査について 本日提出締め切り。全地区提出。

(4) その他

① 農業委員会だよりについて（9月号原稿案の確認）

担当者：大沼委員、吉見委員

遊休農地対策強化の他、農業普及員から台風対策について原稿があったため、原稿を調整。修正等あれば9/6（月）まで。

② 9月の総会について

次回総会は9/30（木）9時から同場所で開催予定とする。

【質疑・応答など】

岩永委員： 農地利用状況調査の調査時期をもっと早くして欲しい。

事務局： 今年度については7月の都会議により「締め切りは8月」とされてしまったために、調査期間が1か月間しかなく、委員の皆様には大変ご苦勞をおかけしました。来年度以降については、締め切りは8月というのが先に分かっているため、4月から調査を開始するなど、調査開始時期を早めて実施予定です。

- 石野会長： 9/1で官地樺の採集が開始され、村内で樺の実の採集が本格的にスタートした。その中で、民地の樺の採集をされてしまうという話で多数相談があった。
- 今後、何らかのルール作りが必要ではないかと思われるが、皆さんの意見はどうか。
- 横田委員： うちでも樺の植えてある畑があり、自分では実をとったりしないので、知り合いが「実をとらせてもらってもいいか」と声かけしてくれる人もいる。しかし、実際に実をとる時期になると「もうとられてしまっていた」と言われたりするのので、他のところでも多々あるんだろうと感じている。
- 公文委員： 正直、自分も農業委員になるまでは畑やその他の土地がこんなに細かく区画分けされているとは思っていなかったのので、人の土地だと知らずに採ってしまっている人もいるのではないかと。
- 吉見委員： 確かに、不耕作地が多くて、一帯が森や山のようになってしまうようなところは、境界が分かりづらいのもあって、ただの「森」や「山」のように思っている人も多くいそうだ。
- 大沼委員： 道路に落ちてしまった実は拾っても大丈夫か？農道で散歩のついでに拾っている人をよく見かける。
- 事務局： 道路に落ちたものまでは取り締まれないのじゃないのでは。
- 大沼委員： そもそも、きれいに整備されている樺畑であれば、勝手に採られないのではないかと。管理していない畑に生えている樺だからこそ採られてしまうのでは。所有者の自衛も必要だと思う。
- 石野会長： たしかにある程度所有者の自衛も必要だと思う。
- 吉見委員： 前提として官地はどこのことを言っているのか分からないのだが、分かっている人はいるのか？ここが官地です、と表示することは可能か？
- 石野会長： 「官地」というのは平たく言うと「村有地」ということ。村有地は村全体にあるので、全ての箇所に表示を付けることは難しいと思う。昔から官地樺の採集を行っている人は、良く採れる場所や多く樺の木が生えている場所を知っている。
- 事務局： そうですね。すべての官地に表示を行うことは難しいかと思います。
- 石野会長： 今度やる意向調査に樺の調査を追加したらどうか。不耕作地で誰も採っていない樺畑の掘り起こしができるかもしれない。ルール作りと合わせて今後検討していきたい。

本会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、農業委員会長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和3年9月30日

新島村農業委員会長	_____	印
議事録署名人	_____	印
議事録署名人	_____	印